

令和3年第1回南島原市教育委員会定例会会議録

1 日 時 令和3年1月28日(木) 14時00分～14時50分

1 場 所 南有馬庁舎 3階大会議室

1 出席者の氏名

教育長	永 田 良 二
教育委員	近 藤 孝 信
教育委員	塩 田 絹 代
教育委員	吉 田 英 則

1 欠席者の氏名

教育委員	松 尾 哲
------	-------

1 構成員以外の出席者の氏名

教育次長	栗 田 一 政
教育総務課長	苑 田 和 良
学校教育課長	本 村 英 治
生涯学習課長	南 原 伸 治
スポーツ振興課長	岡 野 俊 作
文化財課長	岡 野 博 明
世界遺産推進室長	松 本 慎 二
教育総務課総務班長	荒 木 一 弘

1 議事日程

第1 開会

第2 前回会議録の承認

第3 会議録署名人の指名

第4 教育長報告

第5 議案審議

議案第1号 学校給食センター新築工事(建築)請負契約の変更について

議案第2号 学校給食センター新築工事(電気)請負契約の変更について

議案第3号 学校給食センター新築工事(機械)請負契約の変更について

議案第4号 南島原市適応指導教室条例の制定について

第6 その他

(1) 準要保護児童生徒就学援助の認定について

(2) 次回教育委員会定例会の開催について

(3) その他

第7 閉会

日程 第1 開会

永田教育長
永田教育長

〈開会あいさつ〉
それでは、只今から、「令和3年第1回定例会」を開会いたします。

日程 第2 前回会議録の承認

永田教育長

日程第2「前回会議録の承認」ですが、委員の皆さんには、事前にご確認をいただいております。

署名人につきましては、塩田委員を指名しておりましたので、ここで、署名をお願いいたします。

〈令和2年第12回定例会…塩田委員が署名〉

日程 第3 会議録署名人の指名

永田教育長

日程第3「会議録署名人の指名」ですが、今回は、「吉田委員」にお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〈異議なしの声〉

永田教育長

それでは、会議録署名人に「吉田委員」を指名いたします。

日程 第4 教育長報告

永田教育長

日程第4「教育長報告」を行います。

この報告につきましては、教育次長から説明させます。

教育次長

(別紙により、令和2年12月24日から令和3年1月26日までの諸会議及び諸行事の結果等の概要について報告)

永田教育長

只今の報告について、何かお尋ねなどはございませんか。

永田教育長

特にないようですので、以上で、「教育長報告」を終わります。

日程 第5 議案審議

永田教育長

続きまして、日程第5「議案審議」を行います。

永田教育長

議案第1号「学校給食センター新築工事(建築)請負契約の変更について」から、議案第3号「学校給食センター新築工事(機械)請負契約の変更について」までは、関連がありますので、一括して議題といたします。

内容について、担当課長から説明させます。

学校教育課長

それでは、議案第1号から議案第3号までをまとめて説明させていただきます。

まず、議案第1号「学校給食センター新築工事(機械)請負契約の変更について」をご説明いたします。

提案理由としましては、令和2年3月19日議案第34号で議会の議決を経た学校給食センター新築工事(建築)請負契約の一部を次の通り変更するため、南島原市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(平成18年南島原市条例第40号)第2条の規定により議会の議決を経る必要が

あるので、教育委員会の意見を求めるものであります。

変更の内容は、工事内容の変更により契約金額に変更が生じます。変更前の契約金額6億5450万円を変更後6億5728万9600円とするものであり、278万9600円の増となります。

次のページに、給食センター図面とさらに次のページに契約変更申込書（案）を添付しております。

主な変更の理由をご説明します。

増額となる主なものにつきましては、

○配送・回収前室のシャッターの隙間から虫が侵入しないよう防虫ブラシを追加したこと。

○機会設備の目隠し用の鉄骨を周囲の景観に配慮した色彩にするために、塗装を追加したこと。

○土工事において、搬出先の堂崎港で、処分土の敷き均しを追加したこと。

減額につきましては、

○建物下の支持基盤が、全体的に想定より浅かったため、コンクリートの数量が減ったことによるものです。

以上で、議案第1号の説明を終わります。

次に、議案第2号「学校給食センター新築工事（電気）請負契約の変更について」を説明させていただきます。

提案理由としましては、第1号と同様の理由によるものでございます。

変更の内容は、変更前の契約金額2億1589万4800円を、変更後2億1791万7700円とし、202万2900円の増となります。

次のページに、契約変更申込書（案）を添付しております。

主な変更の理由をご説明します。

増額となる主なものにつきましては、

○「令和2年3月から適用する公共工事設計労務単価の運用に係る特例措置について」の通知に基づき、請負業者から特例措置の請求がなされたことに伴い、労務単価（労働者の賃金）、資材単価の見直しを行ったこと。

○構内通信経路の工事において、施設警備のための専用通信回線を敷設するための空配管及び分電盤内へ警備機器を組み込む作業が生じたこと。

○動力設備の工事において、厨房機器の変更に伴い、電線サイズ及び室内盤のブレーカー容量に変更が生じたこと。

○誘導灯、非常設備の工事において、消防当局の指導に基づき、避難用の誘導灯、感知器、非常灯の内容及び数量に変更が生じたこと。

○電灯設備の工事において、場内へ侵入した虫の駆除方法として、電撃殺虫灯を用いることとしておりましたが、虫の死骸が電撃殺虫灯の下などに落ちることが危惧されたことから、虫を捕獲する捕虫器へ変更したことなどがあげられます。

また、減額の主なものにつきましては、

○専用回線の工事について、供用開始後の維持管理面を考慮し、別途専用通信事業者と直接契約し、施工することとして、本契約の設計から外したことによるものです。

次に、議案第3号「学校給食センター新築工事（機械）請負契約の変更について」を説明させていただきます。

提案理由としましては、第1号、第2号と同様の理由によるものでございます。

変更の内容は、工事内容の変更により契約金額に変更が生じます。変更前の契約金額5億6474万円を変更後5億8522万9700円とし、2048万9700円の増とするものであります。

次のページに、契約変更申込書（案）を添付しております。

主な変更の内容をご説明します。

増額となる主なものにつきましては、

○「令和2年3月から適用する公共工事設計労務単価の運用に係る特例措置について」の通知に基づき、請け負う業者から特例措置の請求がなされたことに伴い、労務単価（労働者の賃金）、資材単価の見直しを行ったこと

○排水処理槽の設置工事において、現在、工事されている市道東浜堀戸線の路肩の崩壊防止と作業の安全確保のため、矢板による土留め工事を追加したこと。

○掘削時期が、梅雨時期と重なり、湧水などの対策として、床掘（とこぼり）の勾配を緩やかにして切土（きりど）面の崩落を防ぐ対応を行ったことに伴い、掘削及び埋め戻し量が増えたこと。

○ガス設備工事において、ガス漏れ警報器、感震センサーなどの機器を追加したこと。

○衛生器具設備工事において、自動石鹸装置、自動消毒装置などを増やしたこと。

○屋外の設備配置において、延焼防止のための耐火壁を追加したこと。

○排水処理設備の工事において、残土処理の搬出先の堂崎港で、処分土の敷き均しを追加したこと。

○排水処理の放流先を変更したことに伴い、敷設配管がのびたことなどです。

減額の主なものにつきましては、給湯設備の工事において、給湯器とガス配管を減らしたことによるものです。

以上で、議案第1号から議案第3号までの説明を終わります。

よろしくご審議くださいますよう、お願い申し上げます。

この件について、何か質疑などはございませんか。

特にないようですので、お諮りします。

「議案第1号」から「議案第3号」までについては、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

永田教育長
永田教育長

〈異議なしの声〉

永田教育長

異議なしと認めます。

よって、「議案第1号」から「議案第3号」までについては、原案のとおり決定いたしました。

永田教育長

次に、議案第4号「南島原市適応指導教室条例の制定について」を議題といたします。

内容について、担当課長から説明させます。

学校教育課長

議案第4号「南島原市 適応指導教室 条例の制定について」をご説明いたします。

提案理由としましては南島原市適応指導教室の設置及び管理に関し、必要な事項を定めるため、条例を制定するものであります。

これまで、通級型心の教室「つばさ」は、設置場所を他の施設を利用しながら運営を進めてまいりました。

また、当初は学校外での「心の教室」相談業務として開始しており、学習指導業務等を追加しながら今日の状況に至っております。

今回、旧布津小学校第一分校を専用の施設とし、「適応指導教室」とするために条例を制定するものであります。

文科省の整備指針による適応指導教室の定義としては、「不登校児童生徒の集団生活への適応、情緒の安定、基礎学力の補充、基本的な生活習慣の改善等のための相談・適応指導を行うことにより、その学校復帰を支援し、もって不登校児童生徒の社会的自立に資することを基本とする。」と規定されております。

次のページに、南島原市適応指導教室条例（案）の全文を添付しております。主な条例の内容についてご説明いたします。

第1条に本適応指導教室の設置について規定しております。

第2条に名称及び位置、第3条に管理を規定しております。

第4条に入室対象者を不登校児童生徒であって、教育委員会が許可したものとしております。

第5条に業務について規定しております。

第6条に職員を、第7条に休業日及び開室時間を規定しております。

第8条に入室又は退室の許可退室の許可を、第9条に委任を規定しております。

附則として、「この条例は、令和3年4月1日から施行する。」としております。

以上で、議案第4号の説明を終わります。

よろしくご審議くださいますよう、お願い申し上げます。

永田教育長

この件について、何か質疑などはございませんか。

吉田委員

現在の職員の人数など体制を教えてください。

学校教育課長

現在、つばさ（適応指導教室）の指導員が6名、ことばの教室指導員が1名となっております。

ただし、ことばの教室指導員は、各学校に出向いて指導しておりますので、施設に常駐しているのは、6名ということになります。

塩田委員

不登校の子どもさんや保護者の方は、なかなか相談できないなど孤立感を感じられている場合が多いと思います。

本市では、タブレット端末を配布するよう計画がされていますが、このタブレット端末を活用する方向は検討されるのでしょうか。

学校教育課長

今回、小学校4年生から中学校3年生まで、一人1台の端末の導入を進めており、2月末までには小学校に納品され、随時準備ができたところから稼働していきます。

当然ながら、不登校の状況にある児童生徒にも一人1台ずつ配備していきます。

端末を家に持ち帰ったり、学校外での活動については夏以降になりますが、今後は、学校に登校できない児童生徒にも指導や連絡など活用できないか、方策を検討していきたいと考えております。

永田教育長

他にございませんか。

特にないようですので、お諮りします。

「議案第4号」は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〈異議なしの声〉

永田教育長

異議なしと認めます。

よって、「議案第4号」については、原案のとおり決定いたしました。

日程 第6 その他

永田教育長

続きまして、日程第6「その他」に移ります。

永田教育長

第1号「準要保護児童生徒就学援助の認定について」を議題とします。

この案件につきましては、個人情報が含まれておりますので、非公開にしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〈異議なしの声〉

永田教育長

この案件は、非公開といたします。

〈非公開の説明〉

永田教育長

小学校 認定 291人

中学校 認定 165人 却下 1人

本件につきまして、456人については、認定の基準に該当しており、「就学援助」の対象者として認定し、また、1人については、認定基準を満たしていないため却下しましたので、以上の報告をもって了承をお願いします。

永田教育長

次に、第2号「次回教育委員会定例会の開催について」を議題とします。

回りの定例会は、2月26日、金曜日、午後2時から開催する予定としておりますので、よろしくをお願いします。

永田教育長

最後に、第3号の「その他」でございますが、皆様方から、何かございません

でしょうか。

学校教育課長
永田教育長

(南島原市立有家小学校校歌完成版について説明)(歌唱版CDの披露)
他にごいませんか。

特にないようですので、第3号の「その他」を終わります。

日程 第7 閉会

永田教育長

以上を持ちまして、本日の定例会を閉会いたします。

委員の皆様、大変、お疲れさまでございました。

閉会 14時50分

会議録署名人

教育委員

記録職員